平成２３年（フ）第３８号
長野県松本市中山台13番５号
債務者　鈴木　照代
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第６５号
長野県北安曇郡白馬村大字北城8733番地１
債務者　山田　友美
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第９号
長野県諏訪市高島１丁目15番10号　宮坂荘５号
債務者　巣山　安雄
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第１３号
長野県飯田市宮ノ上4016番地
債務者　山本　庄寿
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第７号
長野県上伊那郡中川村片桐6967番地
債務者　荘司　和博
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第８号
長野県上伊那郡中川村片桐6967番地
債務者　荘司登美子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第１０号
長野県伊那市西町6022番地３　城南町市営住宅Ｃ―305号
債務者　白澤　　明
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第１５号
長野県駒ヶ根市赤穂14608番地４
債務者　滝澤　妙子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第１８９０号
京都府久世郡久御山町林宮ノ後67番地９
債務者　三角　隆二
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３３４号
京都市伏見区深草西浦町２丁目94番地　上繁マンション305
債務者　尾城　美可
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３４号
京都市南区西九条豊田町32番地　一二三荘１―６号室
債務者　上田　直和
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２００号
京都市南区東九条南石田町35番地
債務者　中村　胤子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２１７号
京都府城陽市寺田樋尻60番地の34
債務者　橋本　光重
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２８９号
京都市伏見区西奉行町１番地　桃陵団地27棟108号
債務者　木村　仁見
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６５９号
奈良県桜井市大字西之宮284番地の10
債務者　坂口　真一
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１０号
奈良県吉野郡大淀町大字今木430番地
債務者　中西　美紀（旧姓金澤）
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第２０号
広島県江田島市大柿町大原5907番地
債務者　石坂富士子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第２６号
広島県江田島市大柿町大原5907番地
債務者　石坂　武男
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
広島地方裁判所呉支部